

福島町まちづくり推進会議委員 委嘱式並びに第1回会議

◇とき : 平成21年4月27日(月)午後6時00分

◇ところ : 福島町役場 健康づくり研修室(2F)

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 会 議〔説明及び情報提供〕
 - 案件1 推進会議の役割等と大まかなスケジュール
 - (1) 推進会議の役割
 - (2) 推進会議と専門部会
 - (3) 会長及び副会長並びに部会長及び副部会長の互選
 - (4) 平成21年度協議内容の確認
 - (5) 大まかなスケジュール
 - 案件2 平成21年度協議事項の説明
 - (1) 策定に向けた考え方
 - (2) 具体的な検討事項
 - (3) 福島町自立プランの概要及び実績等
 - (4) 現状の財政推計(H22～H26)
 - 案件3 情報提供
 - (1) 今後検討していただく町の事務事業、施設運営、補助金等の項目
 - (2) 方向付けのための検討資料様式について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

案件 1 推進会議の役割等と大まかなスケジュール

(1) 推進会議の役割

推進会議は、福島町まちづくり基本条例第 32 条の規定に基づき、町長の附属機関として「福島町まちづくり推進会議条例」において設置されたものです。

その役割は当該条例第 2 条により次のとおり定めています。

(ア) 町長の諮問に応じ、まちづくり基本条例の見直し等を調査審議し、答申すること。

(イ) 次の事項を協議し、町長に報告すること。

- ① 財政計画に関する事項
- ② 行政評価に関する事項
- ③ ふるさと応援基金に関する事項
- ④ その他行財政の運営に関する事項

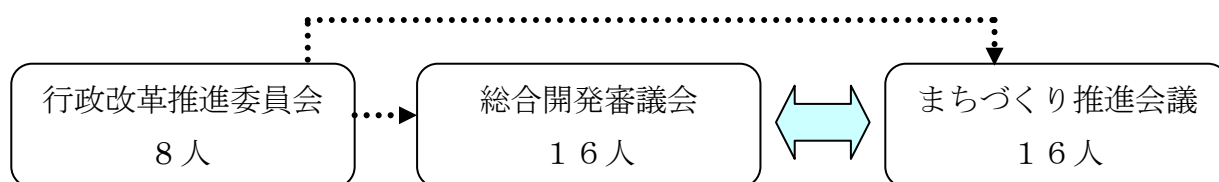
(2) 推進会議と専門部会

推進会議に上記 (1) の役割にある①財政計画に関する事項、②行政評価に関する事項等を効率的に協議するため 2 つの専門部会を置いています。これにより、推進会議は、全体会議と専門部会の 2 種類の会議により進めていくこととなります。

なお、部会の所掌事項は、推進会議条例第 7 条に定めています。

○福島町まちづくり推進会議条例による (別紙のとおり)

[町の行財政に関する附属機関]



○福島町まちづくり推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例(平成21年福島町条例第8号)第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告するものとする。

- (1) 財政計画に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) ふるさと応援基金に関する事項
- (4) その他行財政の運営に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 総合開発審議会の委員 6人
- (2) 知識経験者その他の町民 6人
- (2) 公募による町民 4人

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

(専門部会)

第7条 推進会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務教育部会
- (2) 経済福祉部会

2 前項の部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。

3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(関係者の出席等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(諮問事項等の公表)

第9条 推進会議は、諮問に対する答申又は協議事項を町長に報告したときは、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

別表

部会名	所 掌 事 項
総務教育 部会	教育文化、防災、交通安全、公害、コミュニティ、行財政に関する事項
経済福祉 部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、労働、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項

(3) 会長及び副会長並びに部会長及び副部会長の互選

まちづくり推進会議条例第4条第1項の規定により会長及び副会長を、第7条第2項の規定により部会長及び副部会長を委員の互選により決定していただきます。

◎福島町まちづくり推進会議委員名簿

(部会後との五十音順)

専門部会	氏 名	役 職
総務教育部会	1 阿 部 透	
	2 金谷由美子	
	3 菊 地 謹 一	
	4 木 村 末 正	
	5 熊 野 茂 夫	
	6 西 田 篤 司	
	7 平 沼 竜 平	
	8 山 田 正 宏	
経済福祉部会	1 阿 部 國 雄	
	2 管 藤 光 男	
	3 坂口ゆかり	
	4 寒 川 恵 二	
	5 常 磐 井 武 典	
	6 中 塚 徹 朗	
	7 松 谷 剛	
	8 山 名 連	

〔参考〕事務局体制

所 属	氏 名	備 考
総務課企画グループ参事	出 羽 正 機	事務局長
総務課長	川 岸 勤	行政改革担当
財務課長	花 田 春 夫	財政推計担当
総務課企画グループ総括主査	西 田 啓 晃	庶務全般
財務課財務グループ総括主査	谷 藤 悟	財政推計担当
総務課総務グループ総括主査	阿 部 憲 一	行政改革担当
総務課総務グループ主査	小 鹿 浩 二	行政改革担当
総務課企画グループ主査	住 吉 英 之	総合開発計画担当
総務課企画グループ主事	中 塚 雅 史	記録・情報公開担当
計	9名	

(4) 平成21年度協議内容の確認

平成21年度の推進会議の協議内容については、まちづくり基本条例が本年4月1日に施行されたばかりであることから、基本条例の見直し等の調査審議は行わず、「財政計画に関する事項」と「その他行財政の運営に関する事項」を中心に検討していただきます。具体的には、現在の「福島町自立プラン」に変わる新しい町の行財政運営の指針となる「福島町まちづくり行財政推進プラン」を策定し、町長に報告していただくこととしています。〔詳細 P5～P6〕

(5) 大まかなスケジュール

会議は、4月から10月までの間に推進会議5回、専門部会2回の計7回を予定しています。

月	推 進 会 議	専 門 部 会
4	①委嘱状の交付、推進会議の役割、会長等の互選、H21協議内容の確認、大まかなスケジュール、現状の財政推計 他	
5		①個別項目の内容、方向性検討＝事務事業、公共施設の運営、補助金等の見直し……〔1回目〕
6		②個別項目の内容、方向性検討＝事務事業、公共施設の運営、補助金等の見直し……〔2回目〕
7	②専門部会のまとめ、共通項目の検討……〔1回目〕	
8	③共通項目の検討……〔2回目〕 中間まとめ→プラン素案検討	
9	④プラン素案検討	
10	⑤プランの決定	

※上記スケジュールは、各段階の進行度合等によって、時期・回数を含めて流動的な要素を含む。

■推進会議と専門部会の役割分担

- ◇推進会議……①現状の財政推計 ②総合開発計画の財源内訳
③歳入の確保 ④専門部会報告の検証
⑤各特別対策の財政効果額 ⑥行財政推進プランによる財政推計
- ◇専門部会……①事務事業等、公共施設等の管理運営及び補助金等の今後の方向性の検討 ②推進会議に検討結果を報告

案件 2 平成 21 年度協議事項の説明

(1) 策定に向けた考え方

町は、平成 17 年 12 月に福島町自立プラン策定委員会の報告書を受けて、平成 18 年 1 月に「福島町自立プラン〔前期計画：H18～H21〕」を策定し、行財政運営を進めています。更に、福島町まちづくり基本条例町民検討委員会からの提言書に基づいた「福島町まちづくり基本条例」が平成 21 年 4 月 1 日から施行されています。

このような状況を踏まえて、福島町自立プラン策定委員会報告書とまちづくり基本条例に定める「財政計画の策定」の両方を理論的に整理するため、自立プランの基本理念や行財政改革における重点的対策等の考え方を継承しながら、計画の名称を福島町の最上位の条例となるまちづくり基本条例にその根拠を置き、計画期間を平成 22 年度から平成 26 年度までとする「福島町まちづくり行財政推進プラン」として策定するものです。

■福島町自立プランより抜粋

(2) 自立プランの理念と目標

自立プランの理念や性格は、町財政が危機的状況にあることを町民の誰もが認識し、自立プランが「まちづくり＝まちの改革＝まち変え」のために様々な場面で目安として活用される道標とすべきものであり、必然的に基本となる財政の健全化を中心に据えた計画となります。ここで言う「まち変え」とは何か。これまで各種の事務事業を展開し、施設を整備し、或いは補助金を出して行政主導で行ってきた豊かさの追求のための各種施策を全面的に見直し、場合によっては町民への負担もお願いして、行政は、行政でなければ出来ないことを厳選して行おうとするもので、分かりやすく言えば歳出予算を抑制し、町民サービスの低下をある程度我慢してもらうことにより『行政が継続できていく体質に変える』ことです。

“プラン”の大部分は、歳出の縮減対策に重きをおいていますが、産業振興のように町勢の伸展につなげるための事業も必要であり、その点については「第 4 次福島町総合開発計画」の登載事業と整合性をもって行います。

■福島町まちづくり基本条例より抜粋

(財政運営)

第 19 条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。

(2) 具体的な検討事項

上記(1)で述べているように、福島町自立プラン策定委員会報告書を基本に次の内容についての検討をお願いします。

① 現状の財政推計

- 財政収支の見込み (H22～H26 までの5年間)

② 総合計画

- 後期実施計画掲載予定事業の財源計画

③ 健全な財政運営

i) 歳入の確保

- 町税
- 使用料等
- ふるさと応援基金

ii) 事務事業等の見直し

- 事務事業
- 公共施設の運営
- 補助金等

④ 近隣自治体との広域連携

- 広域行政の検討

⑤ 各特別対策の財政効果額

- 歳入の効果
- 事務事業等の効果

⑥ 持続可能な財政運営

i) 行政組織の見直し

- 町長、副町長、教育長の給与
- 一般職の職員数と給与
- 福島消防署の負担金 (消防職員の給与)
- 各種委員会の報酬等

ii) 議員歳費

⑦ 財政推計

- 行財政推進プランによる財政推計

(3) 福島町自立プランの概要及び実績等

福島町自立プランの概要と平成21年3月時点の収支額と基金残高の実績及び見込みは、次のとおりです。

①自立プランの概要〔別紙・・・A3両面〕

②平成21年3月時点の実績及び見込み

(ア) 自立プラン特別対策後の財政推計による収支額

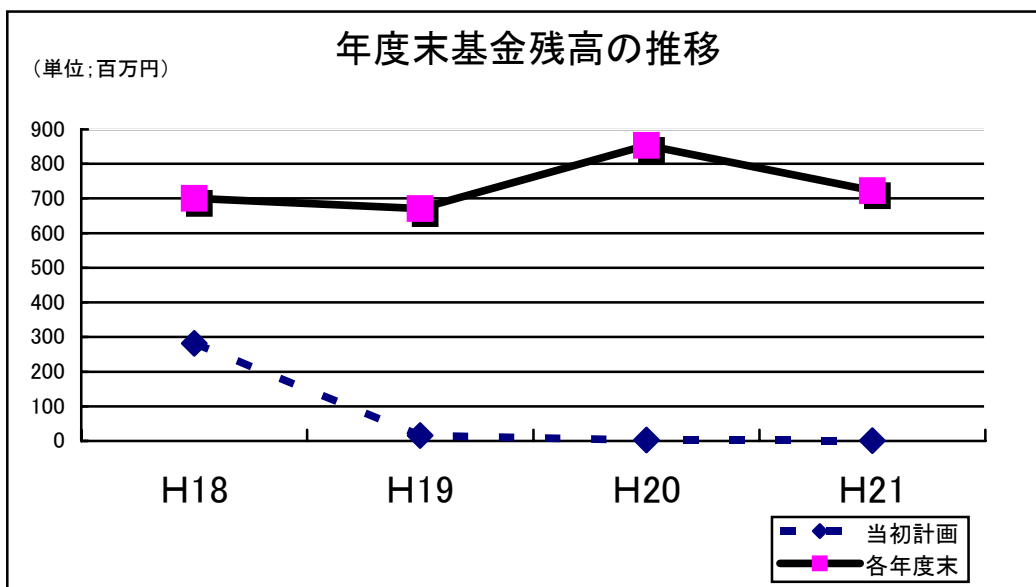
(単位；千円)

区 分	H18	H19	H20	H21	計
当初計画	0	0	-137,738	-242,478	-380,216
各年度末	0	0	0	0	0

(イ) 基金残高の推移（財政調整基金・減債基金・ふるさと応援基金）

(単位；千円)

区 分	H18	H19	H20	H21
当初計画	282,382	15,620	3,000	1,000
各年度末	700,380	670,919	854,482	723,071



(4) 現状の財政推計（H22～H26）

「まちづくり行財政推進プラン」を検討していく上で重要となる平成 22 年度から平成 26 年度までの財政推計を行いました。この財政推計を全体の共通認識として、今後のプラン策定に向けた検討を進めていただきたいと考えています。

〔前提条件〕

① 人 口

(人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1/4 住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,384	5,251	5,091	4,943	4,828	4,641
国調人口	6,795	5,897				5,251				
平成 16 年度の合併協議時に、働きようせいによる人口推計延び率を平成 20 年 3 月 31 日の実数へ乗じて算出										

② 歳 入

◇町 税

個人町民税は推計人口により、固定資産税は過去 3 年間の伸び率による推計。その他は平成 20 年度決算見込みに対する人口割合による推計。

◇交付税

平成 20 年度算定を基礎とし、平成 23 年から平成 26 年までは平成 22 年の推計人口 5,251 人を算定。また、単位費用を平成 23 年から平成 26 年の間は平成 20 年の実績額の 99%とした。

◇その他

平成 21 年度当初予算額をベースとし、以降同額とした。

③ 歳 出

◇人件費

職員数は定員適正化計画による。独自削減はないものとして推計。

◇公債費

予想される起債借入れ見込みにより元利償還金を推計。

◇建設費

平成 22 年度から平成 26 年度までは、第 4 次総合開発計画後期実施計画候補事業の積み上げにより推計。

◇その他

平成 21 年度当初予算額をベースに増減が予想されるものを加味し推計。

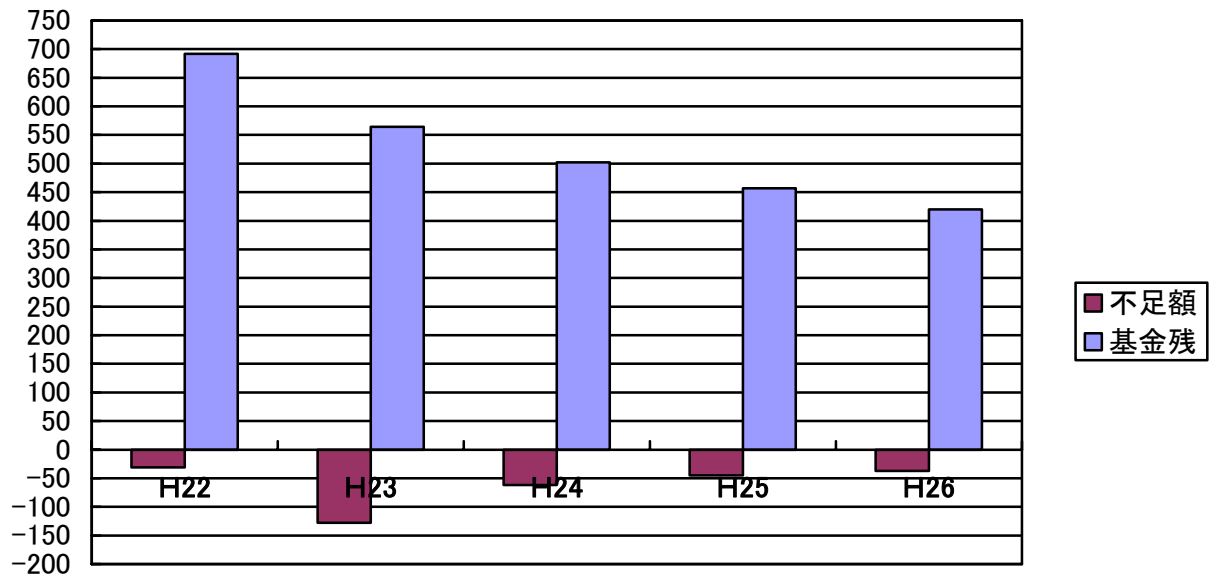
〔平成 22 以降の財政推計〕

(単位；百万円)

区 分		H22	H23	H24	H25	H26
歳 入		2,916	3,194	2,822	2,918	2,854
歳 出		2,947	3,322	2,884	2,963	2,891
うち建設費		169	631	223	338	346
不 足 額		31	128	62	45	37
基 金	4 / 1	723	692	564	502	457
	積 立	0	0	0	0	0
	取 崩	31	128	62	45	37
	年度末	692	564	502	457	420

(百万円)

○不足額と基金残(年度末)



案件3 情報提供

(1) 今後検討していただく町の事務事業、施設運営、補助金等の項目

○ 事務事業一覧表

(単位:千円)

NO	事務事業名	部 会	担当G	H21 予算額
1	人件費全般 (特別職～三役)	総務教育	総務G	40,835
2	人件費全般 (議員報酬・手当)	総務教育	総務G	30,509
3	人件費全般 (非常勤特別職)	総務教育	総務G	11,358
4	人件費全般 (一般職)	総務教育	総務G	625,925
5	常備・非常備消防体制維持	総務教育	総務G	171,927
6	連絡員制度	総務教育	総務G	2,665
7	新年交礼会	総務教育	総務G	157
8	広報誌発行	総務教育	総務G	1,196
9	防災体制整備事業	総務教育	総務G	2,112
10	交通安全推進員体制	総務教育	総務G	1,350
11	バス待合所管理事業	総務教育	企画G	1,656
12	戦没者追悼式	経済福祉	住民G	263
13	敬老会	経済福祉	住民G	1,054
14	ふれあいスポーツ大会	経済福祉	住民G	199
15	児童遊具修繕	経済福祉	住民G	100
16	塵芥処理事業 (収集業務、ごみ袋関係)	経済福祉	住民G	28,603
17	不燃ごみのリサイクル推進によるごみ減量化運動 (渡島西部四町負担金の軽減)	経済福祉	住民G	21,553
18	燃えるごみの減量化運動 (渡島広域連合負担金の軽減)	経済福祉	住民G	73,513
19	温泉優待事業 (バス委託、印刷)	経済福祉	福祉G	46
20	寝たきり老人等介護手当支給事業	経済福祉	福祉G	1,260
21	生きがいディサービス事業	経済福祉	福祉G	7,260
22	ショートステイ事業	経済福祉	福祉G	825
23	緊急通報体制等整備事業	経済福祉	福祉G	20
24	予防接種事業	経済福祉	福祉G	1,150
25	エキノコックス症予防事業	経済福祉	福祉G	132
26	妊婦一般健康診査	経済福祉	福祉G	1,632
27	インフルエンザ予防接種	経済福祉	福祉G	800
28	日曜当番医制度	経済福祉	福祉G	480
29	健康診査・がん検診	経済福祉	福祉G	6,110
30	骨粗しょう症検診	経済福祉	福祉G	170
31	脳ドック検診	経済福祉	福祉G	960

(単位:千円)

N0	事務事業名	部 会	担当G	H21 予算額
32	リハビリ教室 (機能回復訓練)	経済福祉	福祉G	580
33	肺炎球菌予防接種	経済福祉	福祉G	2,800
34	ふくしま健康横綱応援プロジェクト事業	経済福祉	福祉G	4,642
35	福祉医療システム事業	経済福祉	福祉G	1,116
36	漁港監視委託事業	経済福祉	水産G	760
37	熊等による被害対策事業	経済福祉	農林G	500
38	鏡山公園土俵整備事業	経済福祉	商工G	67
39	千代の富士杯相撲大会	経済福祉	商工G	195
40	横綱の里フェスティバル	経済福祉	商工G	1,979
41	トンネルメモリアルパーク管理事務	経済福祉	商工G	644
42	除排雪事業	経済福祉	建設G	30,000
43	河川清掃事業	経済福祉	建設G	198
44	A E T (英語指導助手) 招致事業	総務教育	学校G	5,121
45	遠距離通学生輸送業務	総務教育	学校G	658
46	教育活動バス管理運行业務	総務教育	学校G	456
47	学校行事等車輛借上	総務教育	学校G	578
48	就学援助事業 (要保護・準要保護)	総務教育	学校G	5,814
49	就園奨励事業 (幼稚園分)	総務教育	学校G	1,232
50	各学校夜警業務	総務教育	学校G	1,790
51	各学校除雪業務	総務教育	学校G	1,671
52	学校開放事業	総務教育	生涯G	75
53	巡回劇場事業	総務教育	生涯G	384
54	成人式行事	総務教育	生涯G	120
55	社会教育学級、講座	総務教育	生涯G	345
56	スポーツ文化賞表彰	総務教育	生涯G	60
57	読書感想文・画コンクール	総務教育	生涯G	77
58	青少年の主張大会	総務教育	生涯G	23
59	高齢者学級	総務教育	生涯G	160
60	ブックスタート事業	総務教育	生涯G	70
61	図書館運営事業	総務教育	生涯G	3,099
62	町民体育祭	総務教育	生涯G	60
63	各種大会派遣事業	総務教育	生涯G	129
64	各種スポーツ教室・大会	総務教育	生涯G	481

○ 公共施設等の管理運営事業一覧表

(単位:千円)

NO	施設名	部会	担当G	H21 予算額
1	役場庁舎管理事業	総務教育	総務G	12,653
2	福島生活改善センター	総務教育	総務G	0
3	吉岡生活改善センター	総務教育	総務G	637
4	岩部生活改善センター	総務教育	総務G	404
5	生活館等管理事業及び会館の統廃合	総務教育	総務G	1,279
6	福島保育所運営事業	経済福祉	住民G	20,815
7	墓地公園等管理事業 (供花・供物の持ち帰り)	経済福祉	住民G	992
8	火葬場運営事業	経済福祉	住民G	4,229
9	生活支援ハウス運営事業	経済福祉	福祉G	16,086
10	温泉健康保養センター運営事業	経済福祉	福祉G	41,574
11	吉岡漁村環境改善総合センター運営事業	経済福祉	水産G	2,346
12	福島漁村環境改善総合センター運営事業	経済福祉	水産G	529
13	みなと交流館管理運営事業	経済福祉	水産G	600
14	活性化センター管理運営事業	経済福祉	農林G	723
15	森林公園管理運営事業	経済福祉	農林G	1,462
16	横綱記念館管理運営事業	経済福祉	商工G	12,048
17	特産品センター管理運営事業	経済福祉	商工G	1,918
18	青函トンネル記念館運営事業	経済福祉	商工G	10,121
19	新緑公園管理運営事業	経済福祉	建設G	6,754
20	吉岡幼稚園運営事業	総務教育	学校G	3,323
21	福祉センター運営事業	総務教育	生涯G	14,828
22	町民プール運営事業	総務教育	生涯G	7,740
23	総合体育館運営事業	総務教育	生涯G	10,111
24	ファミリースポーツ公園管理事業	総務教育	生涯G	5,372
25	学校給食センター運営事業	総務教育	給食センター	25,890

○ 各団体等の補助金・助成金一覧表

(単位:千円)

NO	名 称	部 会	担当G	H21 予算額
1	町内会連合会運営助成金	総務教育	総務G	315
2	交通安全運動推進協議会助成金	総務教育	総務G	387
3	コミュニティ運動推進協議会補助金	総務教育	総務G	45
4	産業活性化サポート事業補助金	総務教育	企画G	300
5	町社会福祉協議会補助金	経済福祉	住民G	1,240
6	民生委員協議会補助金	経済福祉	住民G	1,895
7	老人クラブ運営費補助金	経済福祉	住民G	1,160
8	ごみ減量化対策推進事業補助金	経済福祉	住民G	250
9	身体障害者福祉協会補助金	経済福祉	福祉G	64
10	母子寡婦会補助金	経済福祉	福祉G	61
11	心身障害児等通園補助金	経済福祉	福祉G	88
12	町障害児施設利用者助成金	経済福祉	福祉G	100
13	手をつなぐ親の会補助金	経済福祉	福祉G	39
14	福島町水産加工組合振興協議会運営補助金	経済福祉	水産G	360
15	農村生活改善グループ助成金	経済福祉	農林G	30
16	町職業援護相談所補助金	経済福祉	商工G	380
17	街路灯設置補助金	経済福祉	建設G	60
18	街路灯電気料補助金	経済福祉	建設G	1,700
19	教育関係団体等助成金	総務教育	学校G	1,210
20	中体連参加助成金	総務教育	学校G	500
21	小学校体育連盟助成金	総務教育	学校G	100
22	函館地区吹奏楽コンクール参加助成金	総務教育	学校G	80
23	各種大会参加助成金	総務教育	学校G	1,000
24	福島商業高等学校新規入学者奨励金	総務教育	学校G	1,200
25	福島商業高等学校通学定期補助金	総務教育	学校G	228
26	友好町村交流事業助成金	総務教育	学校G	1,000
27	福島町就学指導委員会助成金	総務教育	学校G	34
28	渡島地区予選会助成金	総務教育	学校G	100
29	私立幼稚園管理運営費補助金	総務教育	学校G	500
30	町女性団体連絡協議会助成金	総務教育	生涯G	72
31	町PTA連合会助成金	総務教育	生涯G	267
32	町文化団体協議会助成金	総務教育	生涯G	81

(単位:千円)

N0	名 称	部 会	担当G	H21 予算額
33	町子ども会育成連絡協議会助成金	総務教育	生涯G	68
34	文化祭実行委員会助成金	総務教育	生涯G	90
35	成人式実行委員会助成金	総務教育	生涯G	140
36	【町指定文化財】 松前神楽保存会助成金	総務教育	生涯G	710
37	【町指定文化財】 福島大神宮祭礼行列保存会助成金	総務教育	生涯G	0
38	【町指定文化財】 白符荒馬踊保存会助成金	総務教育	生涯G	36
39	町体育指導委員協議会助成金	総務教育	生涯G	35
40	町体育協会助成金	総務教育	生涯G	435
41	町少年体育連盟助成金	総務教育	生涯G	220
42	南北海道駅伝競走大会助成金	総務教育	生涯G	858

※ 部会毎の検討項目数

(件)

区 分	総務教育部会	経済福祉部会	計
事務事業	3 2	3 2	6 4
補助金・助成金	2 8	1 4	4 2
公共施設	1 1	1 4	2 5
計	7 1	6 0	1 3 1

(2) 方向付けのための検討資料様式について

【表】

事務・事業等の今後の方向性検討資料

1

○事務・事業名

No.	008	広報誌発行
-----	-----	-------

1. 事務事業の概要

①～④について内容を
確認のうえ記入してくだ
さい

①目的 (何のために)	
②対象 (誰・何を対象として)	次に掲げる者に無償配布。(1)町内各世帯(2)町内行政機関(3)議会(4)学校等(5)出稼労働者(6)町内の公共団体等(7)その他町長の認めるも。
③手段 (どのようなやり方)	各課から集まった原稿をまとめ、総務グループにおいて版下を作成。印刷会社に委託する。2色印刷、発行部数〇〇部、年間発行ページ予定〇〇ページ。
④成果 (どのような効果を得ようとしているのか)	

2. H21予算額

当初予算額と内容を記入

総額	千円	※参考H17予算額	1,294千円 (-100%)
内 訳		旅費	37
		需用費	1,233
		負担金	24

財源内訳	国・道支出金	
	起債	
	その他	
	一般財源	

特定財源があれば記入

3. 節減が可能と思われる経費

方策等あれば内容と金額を記入

金額	0千円	
理由・方策		
今→		
前→H17年度から1ページ当たりの印刷単価を2.8円から1.9円に引き下げた。		

4. 誰が主体で行うべきか (○印表示)

※自助・共助で行うこと
による問題点

- 個人(住民・家族)が家庭の負担で <自助>
- 地域(町内会・ご近所)で協力して <共助>
- 地域と行政が協力して <共助>
- 引き続き町で行うべき <公助>
- 町が民間に委託して行うべき
- 近隣自治体と広域連携等で検討すべき

5. 住民等の負担

※負担額ありの場合その内容

何かあれば記入

現在の個人負担	あり	→		負担総額
	なし	○	●増額の余地 有・無	

.....記入不要です.....
 6. 今後の方向性【部会で検討する事項】

ア、誰が主体で →

個人		地域主体		行政直接	○	行政委託		他自治体連携	
----	--	------	--	------	---	------	--	--------	--

イ、事務事業を →

廃止		継続	○	延期		※その他
----	--	----	---	----	--	------

 どうする

現行どおり	○	縮小		拡大	
-------	---	----	--	----	--

ウ、縮小・拡大の場合
 どのように？
 どの程度？
 <裏面>

エ、住民等負担は →

現行どおり	—	増やす	—	減らす	—
-------	---	-----	---	-----	---

オ、増やす・減らす
 の場合、どの程度？
 —

カ、いつから →

区	H 2 2 (H18)	H 2 3 (H19)	H 2 4 (H20)	H 2 5 (H21)	H 2 6	から
今						
前	▲70	▲70	▲70	▲70	▲70	

※表面の部会検討の「イ」で「廃止」とする理由

財政面等から効率が良くない。

時代に合わない。事業がマンネリ化している。

受益の対象がごく一部に限られ、公平さに問題がある。

他の事業で代替可能。
 ☆類似事業名 _____

※同じく「延期」とする理由

財政的見地から、数年（ 年程度）様子を見て再開すべきである。

○部会としてのまとめ

※前回部会の質疑等

Q.印刷単価の引き下げ幅が大きいのはどのような要因があったのか。
 A.競争入札に準じた手法による契約に変更したことやIT化によりほとんどパソコンで原稿を作ることができるようになったことによります。

※前期計画コメント

官公庁等への配付件数を精査・縮小し、印刷部数を減らします。

【表】

2

公共施設等の管理運営の方向性調査資料

○施設の名称等

No.	016	横瀬記念館管理運営事業
-----	-----	-------------

1. 管理・運営の現況及び体制等

管理方法 (直営・委託の別)	委 託		職員数 (従業員数)	正職	人	臨時	人
委託先等	太平ビルサービス (株) 函館営業所			パート タイム	人	その他	人
入所者数 (入所施設の場合)	定員	入所	利用料金	有	個人 大人500円・子供250円 団体 大人400円・子供200円 円		
稼働(開館)期間	4月1日～11月30日			開館時間	4月から11月無休		9:00～17:00
休日(休館日)等	12月1日～3月31日			曜日～	曜日	～	

2. 事業コスト(施設の運営に係る収支状況等)

単位:千円

区 分		H17	H20	H21
収入 A	使用料	10,635		
	合計	10,635	0	0
費用 B	需用費	6,930		
	役務費	7,294		
	委託料			
	使用料及び賃借、負担金			
	合計	14,224	0	0
収支差引額(A-B)		-3,589	0	0
公債費 C		60,169		
費用総合計D(B+C)		74,393	0	0
収支差引額E(A-D)		-63,758	0	0

※当初予算ベース

4. 管理・運営の可能性

【担当課の主観・○×表示】

①町職員が一般事務を執りながら常駐して管理した方が委託料などの経費が縮減できる。	
②民間事業者へ委託することでコスト削減の可能性はある。	
③民間業者等に委託することで利用者のニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
④利用者の平等性、公平性について、町でなければ確保できない明確な理由はない。	
⑤同様、類似サービスを提供している民間業者等が存在する。	
⑥提供しているサービスの内容・規模からして、民間業者の運営が可能である。	
⑦税負担ではなく使用料・利用料により運営を行う収益的施設である。	

3. 事業実績(利用者数など)の推移

区 分	H17	H20	H21
年間利用者数(or入所者数)			
年間稼働日数			
一日平均利用者数	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

5. 施設の管理運営の方向性【各部会で検討する事項】

ア、どうする →
(検討順位)

<input type="radio"/>	現行のまま継続	<input type="checkbox"/>	民営化する
<input type="checkbox"/>	職員が常駐して直営	<input type="checkbox"/>	休止する
<input type="checkbox"/>	職員を派遣し委託職員とともに管理する	<input type="checkbox"/>	廃止する
<input type="checkbox"/>	民間（指定管理者含）に委託する	<input type="checkbox"/>	他の施設と統合する

イ、いつから →

H 2 2 (H18)	H 2 3 (H19)	H 2 4 (H20)	H 2 5 (H21)	H 2 6 (H22)	から
-3,799	-3,799	-3,799	-3,799	-	

<裏面>

ウ、利用料等は →
どうする

現行 どおり	<input type="checkbox"/>	増やす	<input type="checkbox"/>	減らす	<input type="checkbox"/>
-----------	--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------

エ、増やす・減らす
の場合、どの程度？

--	--

<裏面>

※表面の部会検討の「ア」で「休止」又は「廃止」とする理由

財政面等から効率が良くない。

他に同類の施設があり、休廃止しても住民サービスに影響がない。

受益の対象がごく一部に限られ、公平さに問題がある。

※同じく「統合」とする理由

他の類似施設と統合した方が、効率が良い。

○部会としての方向性

※前回部会の質疑等

Q. 管理に必要な有資格者を町内で募って地元NPOなどの管理団体等を作り、委託発注すれば経費の面でも町内の経済の面でもいい意味で循環が生まれると思うが。
A. 貴重な意見で検討すべきと思うが、その受け皿作りをどのように誘導するかが課題。
1. 商工グループが役場の事務を行いながら受付等を担うことで委託人件費の圧縮が図られる。但し、女性の雇用はある程度必要である。

※前期計画コメント

補助金等の今後の方向性検討資料

3

○補助金等の名称

No.	001	町内会連合会運営助成金
-----	-----	-------------

1. 補助の概要

①目的 (何のために)	
②対象 (誰・何を対象として)	
③手段 (どのようなやり方)	
④成果 (どのような効果を得よう と しているのか)	

2. 予算額の推移

ア、事業費補助等の場合

※補助の特殊性

年 度	H17	H20	H21	※補助の特殊性
事 業 費				
うち町補助金				
町補助の割合				
※当初予算ベース				
※判断基準 (○△×表示)	公益性	公平性	緊急性	有効性
※町補助の経過年数 <input type="checkbox"/> 5年以上 <input type="checkbox"/> 5年未満 (H20を含めて)				

イ、団体の運営費等補助の場合

(千円)

※独自運営の可否

年 度	H17予算	H20予算	H21予算	※独自運営の可否
繰 越 金	517			
町 補 助 金	350			
会費・事業収入	210			
そ の 他	1			
計	1078	0	0	
※当初予算ベース				
※町補助の経過年数 <input type="radio"/> 5年以上 <input type="checkbox"/> 5年未満 (H20を含めて)				
※町補助の割合(H20) <input type="checkbox"/> 20%未満 <input type="checkbox"/> 20~40% <input type="checkbox"/> 40~60%				
<input type="checkbox"/> 60~80% <input type="checkbox"/> 80%以上				

今後の方向性【各部会で検討する事項】

ア、どうする →

区	廃止する	中止する	継続する	補助金を減らす	補助金を増やす	職員の協力
今						
前				○		

イ、増やす、減らすの場合、どの程度？

年度のベースにより精査する。

〈裏面〉

ウ、廃止・中止・減らすの場合の理由

今	前	内 容
		自己資金があり、補助の必要がない。
		5年以上継続して補助を受けており、見直しを行うべき。
	○	公益性や公平性において精査・見直しを行うべきである。
		緊急性がなくなった。
		その他

エ、いつから →

区	H 2 2 (H18)	H 2 3 (H19)	H 2 4 (H20)	H 2 5 (H21)	H 2 6 (H22)	から
今						
前	▲35	▲35	▲35	▲35	—	

○部会としてのまとめ	
○前回部会の質疑等	1. 支出で会議費、研修費が主であるが実際はどうか。→懇親会費などが主である。 2. 研修会費など多くを占めているのであれば廃止できないか。 3. 今後の町内会などの考え方ですけど合併してスリム化を図る検討されたい。 4. 会長は町の財政など理解していると思うので、他の団体より縮小すべきでないか。
※前期計画コメント	繰越金を財源に充てる、また、研修を隔年にする等の方法で町の補助は縮小します。

〈補助金の整理・見直しの視点〉

1. 公益性・・・客観的に公益上必要であるとみなされるものであること
2. 公平性・・・特定の階層にのみ補助金が出されていないか（機会の均等）
3. 緊急性・・・町の特性や施策の方向性における緊急性が考慮されているか
4. 有効性・・・補助金が目的に対し、有効に機能しているか

〈補助金の整理・見直しの視点〉

- 「必要性」・・・以下のものを必要性が高いものとします。
 - 町政方針上の重要施策に位置づけられ、特に町の関与が必要なもの
 - 町が直接サービスを実施することが困難か、他の団体等に補助金を交付して実施したほうが効果的、効率的と思われるもの
- 「経過年数」・・・5年を一つの区切りとして、見直しを優先的に行います。

案件6 その他

○メモ